

戦没者のご遺族の皆さまへ

第9回特別弔慰金の請求
期限が近づいています。平成24年4月2日までにご請求ください。

請求期限が過ぎると、第9回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象などの詳しいことは役場保健福祉課にお問い合わせください。

9回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象などの詳しいことは役場保健福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ

役場 保健福祉課
社会福祉係
内線 3112

第2回鬼北の医療と介護の未来を考えるシンポジウム開催

日時 2月25日(土)13時30分～

内場所 近永公民館2階

問い合わせ

特別養護老人ホーム旭川敬老園園長森繁樹氏による講演ほか
町立北宇和病院
☎ 0895-45-3400
内線 3117

犬、猫の引き取りについて

動物の命も一つ一つが尊い命です。引き取りに出す前にもう一度飼うことができます。

引き取り日時

祝日を除く毎週木曜日
8時半～10時受け付け

※必ず当日の時間内に引き渡すようにしてください。

手数料

生後91日以上：2千円
生後91日未満：4百円
※手数料は愛媛県収入証紙での納入となります。印鑑を持参の上、役場環境保全課にお越しください。

農産物加工施設利用者募集のお知らせ

株式会社森の三角ぼうしでは「森の三角ぼうし農産物加工施設（菓子・惣菜製造）利用者」を募集しています。

募集要項は次のとおりです。

期間 2月15日(水)まで

定員 1グループ

施設利用期間(予定) 平成24年4月1日～

応募資格 平成25年3月31日まで

応募方法 1グループ

利用者の決定 応募グループの中から選出

応募資格 町内に住所を有する5人以上

応募方法 所定の応募用紙（森の三角ぼうしに備えていた指定の書類）に基づいて書類選考

応募方法 おおよびヒアリングを実施し決定

応募方法 所定の応募用紙（森の三角ぼうしに備えていた指定の書類）に基づいて書類選考

愛媛県消費生活センターからのお知らせ

幸運になると信じて…

■開運（靈感）商法の手口と被害について

開運（靈感）商法とは、「先祖のたたりで不幸になる」などと消費者の不安をあおり、「これを買えば運が開ける」などと言って高額な商品などを買わせる商法です。主な商品・サービスには、印鑑、祈祷サービス、ブレスレットなどがあります。訪問販売だけでなく、通信販売や広告を通じて購入してトラブルになることもあります。また、一度契約してしまうと次々と商品やサービスを勧められる可能性があります。

生きしていく上で誰もが悩みや心配事を抱えて生活しています。この商法は、そんな消費者の不安な心や弱みにつけ込んで高額な契約をさせますので注意が必要です。

■トラブルについて

訪問販売では、「運がよくなる」などと高額な印鑑等を契約させ、通信販売などでは、ブレスレッ

トなどの商品購入後に「運気を上げる」などの口実で、高額な祈祷サービス等を契約させます。

■被害にあわないために

- 不安をあおられても、その場で契約せず、家族や周りの人人に相談しましょう。
- 必要ない場合は、毅然とした態度ではっきり断りましょう。
- 訪問販売や電話勧誘販売は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
- 断りきれずに契約した場合など、何か不安なことがありますたら次の相談窓口に相談してください。

問い合わせおよび相談窓口

役場 産業課 商工観光係 内線2213
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700